向日市教育委員会向日市立第6向陽小学校

本校児童及び教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合 の新学期から5月7日までの対応等について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられる予定であることから、向日市立小中学校において、5月7日までの新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応等について、下記のとおり、とりまとめましたので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、5月8日以降の対応につきましては、国及び京都府の方針を踏まえ、本市の対応について 改めてお知らせいたします。

また、対応についての変更点につきましては、下線及び太字で表記しております。

記

- 1 学級閉鎖等(学級閉鎖、学年閉鎖、学校の臨時休業)の対応について
 - ◇学級(学年・学校)内で、複数の感染者や濃厚接触者、体調不良(発熱やのど痛、倦怠感等)による欠席を確認し、教育活動を継続することに支障が出る場合、学級(学年・学校)閉鎖・ 臨時休業の措置をとることがあります。
 - ◇閉鎖期間は5日程度としますが、感染状況に応じて期間を延長する場合があります。
 - ◇閉鎖期間中は、不要不急の外出は避けてください。
 - ◇閉鎖期間中は、留守家庭児童会への参加も控えてください。
- 2 児童が感染した場合や同居の家族が感染した場合の対応について
- (1) 児童が、風邪症状等の体調不良が見られる場合 「児童本人に、発熱やのど痛、倦怠感等の体調不良が見られる場合は、登校を控えてください(出席停止の取扱い)。」
- (2) 児童が体調不良によりPCR検査等を受検することになった場合 「保護者は、速やかに学校に連絡(検査結果についても連絡)してください。また、児童は、 検査結果が判明するまで登校を控えてください(出席停止の取扱い)。検査結果の「陰性」が 判明し、症状がなくなり次第、登校可能です。」
- * これまで、児童及び同居のご家族がPCR検査等を受検することになった場合、学校業務時間外や休日に、市役所へ連絡いただくこととしておりましたが、現在の感染状況を踏まえ、 市役所及び学校への連絡は不要といたします。

なお、次の日又は週明けに学校へ連絡をお願いします。

(3) <u>児童の同居する家族が体調不良の場合</u> 「同居する家族に体調不良が見られても、児童が無症状であれば、登校可能です。」

- (4) 児童の同居する家族が感染した、または、児童が濃厚接触者に特定された場合 「自宅待機(出席停止の取扱い)となり、学校に連絡される際は、自宅待機期間についてもお 知らせください。」
 - ※ 自宅待機解除日 陽性者との最終接触日から5日間経過後6日目に登校可または、2日目3日目に検 査キットで陰性が判明した場合3日目に登校可

(5) 児童が感染した場合

「入院または、自宅療養等(出席停止の取扱い)となり、学校に連絡される際は、療養期間に ついてもお知らせください。」

※ 自宅待機解除日 有症状患者の場合は、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過 (①6日目までに軽快した場合は、8日目から登校可②7日目以降に軽快した場合は、翌々日登校可) 無症状の場合は、陽性に係る検体採取日から7日間経過または、5日目に検査キット で陰性が判明した場合6日目に登校可

これまで、検査キットを活用し、自宅待機期間、療養期間を短縮して登校する場合、感染リスクが残存する ため活動 (①マスクを外して行う体育や中学校の部活動②給食の場所)を制限してきましたが、現在の感染状 況を踏まえ、活動の制限はしないこととします。(ただし、感染状況により変更する場合があります。)

- 3 保護者のご理解とご協力について
- (1) 学級閉鎖等(学級閉鎖、学年閉鎖、学校の臨時休業)の対応をする場合は、文書やメール配信、電話等により連絡します。感染判明が下校終了後の時間帯になることが多いため、遅い時間に連絡することがあります。なお、学級閉鎖等の措置を講ずる場合には学校名を公表することとなります。
- (2) 学校におきましては、教育活動に応じた対策を講じながら、すべての児童の学びの保障に努めてまいります。各ご家庭におかれましても、引き続き朝の検温等、健康管理にご留意いただき、児童に発熱やのど痛、倦怠感等の体調不良が見られた場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 学校では、マスク着用の有無によって、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導してまいります。
- (4) 保護者がお子様の感染が不安で休ませたい時、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合などの合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはせず、出席停止の取扱いとします。

担当	学校教育課(ダイヤルイン)
連絡先	075 - 874 - 2998